

補助金額計算方法

1. 使用した香美市産木材材積を計算する。



2. 使用材積に補助金単価を乗じて、補助金額を計算する。
 (1) 市内製材又は市外製材どちらか一方だけの申請
 (2) 市内製材と市外製材が混在する申請



3. 市補助金と県補助金の合計が、木材購入金額を越えていないか確認する。

1. 使用した香美市産木材材積を計算する。

申請できる香美市産木材材積の上限は「20㎡」です。それを超える場合は、20㎡で申請することになります。

例えば、市産材23㎡を使用して建築する場合、申請できる市産材材積は「20㎡」になります。

市内製材と市外製材が混在する場合、その合計が20㎡を超える場合は、その超える部分を市外製材の木材量から差し引きます。

(例) 市内製材16.50㎡、市外製材8.70㎡を使用して建築した場合

(1) 合計木材材積を求める。 $16.50\text{㎡} + 8.70\text{㎡} = 25.20\text{㎡}$

(2) 申請上限(20㎡)を超える部分の数値を求める $25.20\text{㎡} - 20\text{㎡} = 5.20\text{㎡}$

(3) (2)で求めた数値を市外製材の材積から減じる。 $8.70\text{㎡} - 5.20\text{㎡} = 3.50\text{㎡}$

市内製材16.50㎡、市外製材3.50㎡の合計20㎡で申請することになります。

2. 使用材積に補助金単価を乗じて、補助金額を計算する。

(1) 市内製材又は市外製材どちらか一方だけの申請

下表、適合する区分の計算式で求めた額が補助金額になります。

(例) 市外製材を19.125㎡使用し、市内に本店が存在する工務店に施工を依頼した場合

$75,000\text{円} \times 19.125\text{㎡} = 1,434,000\text{円}$ (1,000円未満切捨て: 小数点第2位まで計算対象)

区分(施工業者等)	使用する香美市産木材							
	香美市内で製材されたもの				香美市外で製材されたもの			
	単価(1㎡)	市産木材材積(㎡)	補助金額(1,000円未満切捨て)	上限額	単価(1㎡)	市産木材材積(㎡)	補助金額(1,000円未満切捨て)	上限額
(1) 香美市内に本社・本店が存在する大工・工務店等	100,000			2,000,000	75,000	19.125	1,434,000	1,500,000
(2) 香美市内に職員が常駐する支店・営業所が存在する大工・工務店等	100,000			1,500,000	75,000			1,000,000
(3) 香美市外の大工・工務店等	100,000			1,000,000	75,000			500,000

(2) 市内製材と市外製材が混在する申請

香美市内で製材された木材が全体の50%以上を占めている場合、下表の適合する区分の計算式で求めた額が補助金額になります

(例) 市内製材16.50㎡、市外製材3.50㎡で申請する場合

(1) 市内製材、市外製材それぞれの補助金額を計算する。

(市内製材) $16.50\text{㎡} \times 100,000\text{円} = 1,650,000\text{円}$ (市外製材) $3.50\text{㎡} \times 75,000\text{円} = 262,500\text{円}$

(2) 合計補助金額を求める。 $1,650,000\text{円} + 262,500\text{円} = 1,912,000\text{円}$ (1,000円未満切捨て)

区分(施工業者等)	使用する香美市産木材						合計補助金額(1,000円未満切捨て)	※製材が混在する場合の上限額
	香美市内で製材されたもの			香美市外で製材されたもの				
	単価(1㎡)	市産木材材積(㎡)	小計	単価(1㎡)	市産木材材積(㎡)	小計		
(1) 香美市内に本社・本店が存在する大工・工務店等	100,000	16.50	1,650,000	75,000	3.50	262,000	1,912,000	2,000,000
(2) 香美市内に職員が常駐する支店・営業所が存在する大工・工務店等	100,000		0	75,000		0		1,500,000
(3) 香美市外の大工・工務店等	100,000		0	75,000		0		1,000,000

3. 市補助金と県補助金の合計が、木材購入金額を越えていないか確認する。

補助金の合計額が、補助対象住宅建築に係る県内産乾燥木材購入費を超える場合は、その超える部分を市補助金から減じます。

(例) 木材購入費1,650,500円、県補助金270,000円、市補助金1,500,000円の場合

(1) 木材購入費を超える部分の補助金額を求める。 $270,000\text{円} + 1,500,000\text{円} - 1,650,500\text{円} = 119,500\text{円}$

(2) その超える部分を、市補助金額から減じる $1,500,000\text{円} - 119,500\text{円} = 1,380,000\text{円}$ (1,000円未満切捨て)